

人工肛門・膀胱造設者の 生活と福祉

- 第1部 第7回オストメイト生活実態基本調査報告書
第2部 オストメイトに対する日常生活用具給付事業
等に関する調査報告書

平成 23 年 3 月

社団法人 日本オストミー協会

第1部 第7回オストメイト生活実態基本調査報告書

I. はじめに	1
II. 調査結果の概要	2
1. オストメイトの属性	2
(1) 性別	
(2) オストメイトのストーマ種別	
(3) 年齢分布	
(4) 手術後の経過年数	
(5) 要介護認定	
2. 身体障害者認定及びストーマ装具給付	5
(1) 身体障害者手帳給付状況	
(2) ストーマ装具給付券の給付状況	
(3) ストーマ装具給付額	
(4) 一ヶ月にかかるストーマ装具の経費（自治体給付額＋自己負担額）	
(5) 自己負担額	
(6) バッグ以外のストーマ用品の給付状況	
3. 社会の理解度及びET/WOCナースの受診	10
(1) オストミー情報の入手先	
(2) ストーマに関する社会の理解度	
(3) ET/WOCナースの受診	
4. ストーマ装具関連事項	13
(1) 二品型（ツーピース）と単品型（ワンピース）	
(2) 密閉型（クローズド）と開放型（ドレイン）	
(3) 使用中のストーマ装具の満足度	
(4) ストーマ装具を選んだ理由	
(5) バッグ（袋）の交換頻度	
(6) 二品型ストーマ装具のフランジ交換頻度	
5. 洗腸関連事項	19
(1) 洗腸法実施者数の推移（人工肛門のみ）	
(2) 洗腸の実施頻度	
(3) 洗腸器具の買い替え頻度	
6. 生活上抱えている問題や悩み	20
7. 国や自治体の福祉制度についての要望	20
III. 考察	23
1. 調査方法	23
2. 身体障害者福祉法及び介護認定関連事項	23
(1) 障害認定について	
(2) 要介護認定について	
3. 障害者自立支援法関連事項	24
(1) ストーマ装具給付状況	
(2) バッグやフランジ以外のストーマ用品給付状況	
4. 社会の理解度と自己認識	25
5. ET/WOCナースの受診	25
6. 生活上抱えている問題や悩み	26
7. 国や自治体の福祉制度についての要望	26
IV 終わりに	27
参 考 資料：第7回オストメイト生活実態基本調査票（質問票）	29

第2部 オストメイトに対する日常生活用具給付事業等に関する調査

I. はじめに	35
II 調査結果の概要	36
1. 日常生活用具（ストーマ装具）給付事業	36
(1) 給付基準額	
(2) 自己負担割合	
(3) 1回当たりの給付月数	
(4) 洗腸用具の給付	
(5) ストーマ用品（13品目）の給付	
(6) 高齢者入所施設等の入居者への給付	
2. 災害時のストーマ装具等の供給体制整備	38
(1) オストメイトの避難所	
(2) 避難所での装具備蓄	
3. オストメイト対応トイレの整備	39
(1) 公共施設でのトイレ設置状況	
(2) トイレの設備	
(3) 未設置市区町村の今後の計画	
III 考察と提言	40
IV 終わりに	42
参 考：オストメイトに対する日常生活用具給付事業等に関する調査（依頼文書・回答用紙）	43

第2部 オストメイトに対する日常生活用具給付事業等

に関する調査報告書

I はじめに

人工肛門や人工膀胱により排泄管理をせざるを得ないオストミー患者は、身体障害者に認定され、健康で正常な生活を送るために日常的に必要な不可欠であるストーマ装具の入手に、国と地方自治体の財政的支援を受け、また税制上の恩典や各種の負担軽減措置を受けることができ、社会生活上の様々な制約を軽減する措置も色々ととられている。

中でも全国の市区町村は、国と都道府県の補助金を受けてストーマ装具（制度上は「日常生活用具」という）の給付事務を直接担当し、災害時支援やオストメイト対応トイレの整備においてももっぱら責任を負っている。オストメイトに対する健康・福祉の施策は徐々に進展し、その生活の質は向上しているが、例えば市区町村のストーマ装具（日常生活用具）給付事業の改善や災害時の救援体制及びオストメイト対応トイレの整備などに対する要望が依然として強いことが、第1部「第7回オストメイト生活実態基本調査報告書」に示されている。

今回、厚生労働省の「平成22年度障害者総合福祉推進事業」による補助金を受けて、全国の市区町村を対象に、オストメイトに最も身近な施策の実情を調査することとした。本報告書第1部の調査でオストメイトの生活実態とニーズを把握し、この第2部の調査でオストメイトのニーズに対応する市区町村の施策の現状を明らかにし、今後の国や地方公共団体の政策立案の参考として頂きたいと考えたものである。

☆ 調査方法

- * 全国市区町村1750（平成22年10月現在）に調査票（巻末に掲載）を送り、回答用紙の返送を求める方法。
- * 回答のあった市区町村数 1418（回答率：81.0%）
- * 調査委員会：この調査でも第1部の冒頭に記した調査委員会が、調査の企画と実施及び結果の分析に当たった。

☆ 調査事項

1. 日常生活用具給付事業

給付基準額、1回当たりの給付月数、洗腸用具の支給、ストーマ用品（13品目）の支給、及び高齢者入所施設等の入居者への給付

2. 災害時のストーマ装具などの供給体制整備

オストメイトの避難所及び避難所での装具備蓄やトイレ対策

3. オストメイト対応トイレの整備

公共施設でのトイレ設置状況、設置しているトイレの設備及び今後の計画

☆ 調査期間

平成22年11月～平成23年1月（この間、12月10日の締切りまでに回答のなかった市区町村に督促状を送付）

II 調査結果の概要

1. 日常生活用具（ストーマ装具）給付事業

(1) 給付基準額

ストーマ装具の給付基準額区分ごとの市区町村数を表I及び2に示す。コロストーマ用バッグの場合、従来の国の給付基準額（8,600円）及びその額に3%を加算した額（8,858円）の範囲内に、85.4%の市区町村が入っている。また、8,860円及び8,900円の基準額は8,858円の端数を切り上げて設定したものととらえると、上記の割合が91.5%になる。

コロストミー・バッグでは、8,900円を超える額にしている市区町村が4.6%ある一方、最低の基準額を下回る市区町村が約1%ある。

表1 コロストミー・バッグ（蓄便袋）

給付基準額 (円)	8,600 未満	8,600	8,850	8,858	8,860	8,900	8,901～ 10,000	10,001 以上	無回答	合計
市区町村数	13	398	36	777	30	57	43	22	42	1,418
比率(%)	0.9	28.1	2.5	54.8	2.1	4.0	3.0	1.6	3.0	100.0

ウロストーマ用バッグの場合では、従来の国の給付基準額（11,300円）及びその額に3%を加算した額（11,639円）の範囲内に、85.5%の市区町村が入っている。コロストーマ・バッグと同じように、11,700円及び12,000円は、11,639円の端数を切り上げたものだとすると、上記割合は92.2%になる。ここでも、12,000円を超えるところが1.2%ある一方で、最低基準を満たさない市区町村が1.1%ある。

表2 ウロストミー・バッグ（蓄尿袋）

給付基準額 (円)	11,300 未満	11,300	11,600	11,639	11,700	11,701- 12,000	12,001- 14,999	15,000 以上	無回答	合計
市区町村数	15	405	39	767	69	26	12	5	80	1,418
比率(%)	1.1	28.6	2.8	54.1	4.9	1.8	0.8	0.4	5.6	100.0

(2) 自己負担割合

市区町村の給付基準に定められているオストメイトの自己負担割合を、表3に示す。

受益者の納税額区分により自己負担割合が異なるところが47%近くある。1割負担としている市区町村が次いで多く、約40%である。一方、自己負担なし、または1割以下のところは約12%である。

表3 自己負担の有無と自己負担割合

自己負担割合	自己負担なし	1割未満	1割	1割超	税区分による	無回答	合計
市区町村数	70	96	565	4	661	22	1,418
比率(%)	4.9	6.8	39.8	0.3	46.6	1.6	100.0

(3) 1回当りの給付月数

オストメイトは、市区町村役場に申請してストーマ装具の給付を受けるのだが、何カ月分かを一度に給付するところが多い。表4のとおり、一回で半年分を支給する市区町村が半数近くある。次いで2か月分、4か月分の順が多い。

表4 1回当りの給付月数

支給月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	無回答	合計
市区町村数	146	339	20	219	669	25	1418
比率(%)	10.3	23.9	1.4	15.4	47.2	1.8	100.0

(4) 洗腸用具の給付

洗腸用具の給付ありと答えた市区町村の割合は56%である。

表5 洗腸用具の給付

洗腸用具の給付	あり	なし	無回答	合計
市区町村数	799	586	33	1,418
比率(%)	56.3	41.3	2.3	100.0

(5) ストーマ用品（13品目）の給付

この質問に対しては、給付「あり」と答えた市区町村の割合は64%であった。

表6 ストーマ用品（13品目）の給付

ストーマ用品給付	あり	なし	無回答	合計
市区町村数	912	457	49	1,418
比率(%)	64.3	32.2	3.5	100.0

(6) 高齢者入所施設等の入居者への給付

この事項は、平成22年に支部からの報告で、一部自治体においては高齢者入所施設に入居しているオストメイトがストーマ装具の給付対象から外されているという実態が判明したため、今回の調査に含めたものである。結果は、1割の市区町村が「なし」と答えた。

表7 高齢者入所施設等の入居者への給付

入居者への給付	あり	なし	無回答	合計
市区町村数	1,237	148	33	1,418
比率(%)	87.2	10.4	2.3	100.0

2. 災害時のストーマ装具などの供給体制整備

(1) オストメイトの避難所

表8のとおり、8割を超える市区町村がオストメイトの災害時避難所として、福祉避難所又は一般の避難所を想定している。

表8 オストメイトの避難所

	福祉避難所	一般避難所	その他	無回答	合計
市区町村数	288	870	221	80	1,418
比率(%)	20.3	61.4	15.6	5.6	100.0

(2) 避難所での装具の備蓄

「対応済」と答えた市区町村は7%弱に止まり、「計画中」が18%、「当面予定なし」が7割を占める。

表9 避難所におけるストーマ装具供給対策

	対応済	計画中	当面予定なし	無回答	合計
市区町村数	96	257	992	73	1,418
比率(%)	6.8	18.1	70.0	5.1	100.0

3. オストメイト対応トイレの整備

(1) 公共施設でのトイレ設置状況

外出時のオストメイトのバリアフリーを確保するために、協会の主導で政府の対策に加えられ、次第に設置が進んでいるこのトイレだが、公共施設にまだ設置していない市区町村が3割強ある（表10）。

また、公共施設にこのトイレを設けているところに、設置トイレの数を質問した結果では、1～5が7割近くを占め、次いで6～10が多い（表11）。なお、表には示していないが最も多く設置している自治体では、186と報告されている。

表10 公共施設のオストメイト対応トイレ設置

	設置している	設置していない	無回答	合計
市区町村数	945	461	12	1,418
比率 (%)	66.6	32.5	0.8	100.0

表11 設置しているトイレの数

トイレの数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～30	31以上	無回答	合計
市区町村数	656	124	56	22	30	23	34	945
比率 (%)	69.4	13.1	5.9	2.3	3.2	2.4	3.6	100.0

(2) トイレの設備

この種のトイレには、オストメイトの特別なニーズに応えられるように、下記のリストに示すような設備を設けることが推奨されている。公共施設にこのトイレを設けている市区町村の内、7割以上が設置している設備（マークしたものは）10種類ある。その他のものの設置率はかなり低い。

トイレの設備（トイレを設置している市区町村945の複数回答）

設備の種類	市区町村数	割合 (%)
① 汚物洗浄台	806	85.3
② ハンドシャワー	786	83.2
③ 電気温水器	684	72.4
④ 物置棚	664	70.3
⑤ 鏡	822	87.0
⑥ ペーパーホルダー	771	81.6
⑦ 水石鹼と消毒剤	665	70.4
⑧ フック2箇所	298	31.5
⑨ 足踏み開閉式ステンレス汚物入れ	248	26.2

⑩ 換気扇	742	78.5
⑪ 手洗い器	808	85.5
⑫ 手の乾燥機	181	19.2
⑬ ベンチ又は低めのベッド	284	30.1
⑭ 入口のマークと解説	716	75.8

(3) 未設置市区町村の今後の計画

表10で示したオストメイト対応トイレ未設置市区町村461の、今後の計画を質問した結果である(表12)。7割近くが計画なしと答えている。

表12 未設置市区町村の今後の計画

	あり	なし	無回答	合計
市町村数	98	317	46	461
比率(%)	21.2	68.8	10.0	100.0

III 考察と提言

1. ストーマ装具(日常生活用具)給付事業

オストメイトの尊厳と健全な生活を護り、制約のない行動を確保するために、排泄を管理するストーマ装具の供給は最も重要な事柄であり、そのため全てのオストメイトは身体障害者に認定され、それに基づいて市区町村からストーマ装具の給付を受けられることになっている。

ストーマ装具は、不随的に排出される便や尿を受け止め溜めるためのストーマ袋及びフランジ(面板)、その他皮膚保護ペースト、消臭剤、剥離剤、皮膚皮膚膜剤、専用はさみ等のストーマとその周辺皮膚等を正常な状態に保つために必要な製品、また洗腸を行うオストメイトにはそのための特殊な用具などである。

これら装具給付の事務を直接担当する市区町村は、給付対象者、給付の基準額、給付申請の方法などを定め、この給付事業を実施している。そこで当協会としては、全国の市区町村の実施状況を把握することは、オストメイトの健康と福祉を確保・推進するために重要な任務である。以下、調査項目に従って結果を考察し必要な提言を行う。

(1) 給付基準額と自己負担額

コロストミーとウロストミーのいずれも、給付基準額は9割余りの市区町村で、国の補助金交付基準額(及びそれに3%を加えた額)又はその端数繰り上げ値に設定しているが、一方で少ない数ではあるが最低額を下回る場所がある

ことは問題である。

また、給付を受けるにあたり、経費の自己負担割合が1割を超えるところがわずかにあり、また納税額区分により給付対象者の制限（納税額の低い者に限る）や給付額の削減をしている市区町村が一番多い。

自己負担額については、第1部基本調査の結果にあるように、実際には基準額の1割を大幅に超える額を負担しているオストメイトが極めて多いこと、及び所得制限の撤廃を望む声が高いことに注目しなければならない。ストーマ装具は、平成18年の障害者自立法の施行以前は、身体障害者の補装具の範疇に入れられていたものであり、所得や家計の状況にまったくかかわりなく全てのオストメイトに等しく必須の生命維持装具である。

従って、給付基準額の上方修正と所得制限の廃止を、国、都道府県及び市区町村当局に強く要望したい。障害者は社会全体でケアし、ノーマライゼーションを保証するとの考え方に立ち、早急な改善を望む。

なお、今回得られた市区町村ごとの回答を個別に精査し、ピンポイントで要望活動を展開する必要がある、協会の今後の活動重点としたい。

(2) 洗腸用具及びストーマ用品（13品目）の給付

洗腸を行っているコロストミー患者は次第に減ってはいるが（第1部基本調査参照）、2割ほどの者がこれによって生活の質を保っているので、給付を行っていない自治体ではこれもストーマ装具の給付に含めて是非実施していただきたい。

同様に、その他のストーマ用品（13品目）についても、給付を行っていないところでは、給付対象に加えて欲しい。また第1部基本調査によると、6割近くの回答者がこれの給付を受けられることを知らなかったと回答しており、自治体の周知努力を望むとともに、協会の活動のなかでも留意したい。

(3) 高齢者入所施設等の入居オストメイトへの給付

平成18年の制度改変により、ストーマ装具は従前の補装具から「日常生活用具」に移された。その際市区町村が給付基準を定めるに当り、従来からあった他の日常生活用具の給付対象を「在宅」の者に限るとしていた制限を、ストーマ装具については外す必要があったのであるが、この調査で約1割の市区町村がそれを行っていないとの結果である。この点に関しては、該当市区町村を特定して、直接指導する立場にある都道府県当局に改善を要望するとともに、協会としても市区町村に働きかける必要がある。

2. 災害時のストーマ装具などの供給体制整備

このことについては、巻末の調査票に、協会としてこれまでに行った自助、共助及び公助の努力について記載し、市区町村にこの面での対策をとっていただく必要性を指摘した。また、第1部基本調査の「生活上抱えている問題や悩み」でもオストメイトの3大危惧のひとつが「災害時のストーマ装具の補給」となっている。

調査の結果は、避難所へのストーマ装具備蓄・保管などの施策はまだまのようである。台風、地震、津波、火山噴火、水害などの自然災害に見舞われることの多い我が国において、オストメイトの健康を生命をまもる必需品であるストーマ装具の、身近な場所での確保の重要性は極めて大きい。協会からの働きかけを強めるとともに、この面への自治体の一層のご留意をお願いしたい。

3. オストメイト対応トイレの整備

第1部基本調査の「国や自治体の福祉制度についての要望」の結果では、公共施設やデパートなどでのこのトイレの整備の要望が相変わらず多い。公共施設にこれを設置していない自治体がまだ相当数あるので、国の財政支援なども利用して是非整備を進めていただきたい。外出時のストーマのトラブルに適切に対処するために、このトイレの存在ほど有難いものはないので、今後の計画がないと答えた市区町村においてもご検討いただきたい。

トイレに設けられている設備について、協会として推奨しているものの設置割合を見ると、比較的重要なものは多くのトイレに設けられている。しかし、この種のトイレの普及が進むに従って、さまざまなタイプのものが開発・販売されるようになっており、そろそろこれらトイレのレビューを行う必要があると感じる。

IV 終わりに

本報告書は、我々オストメイトに最も身近なところで、我々の健康と福祉のためにご努力いただいている全国の市区町村における施策を、初めて包括的に調査した結果である。上記Ⅲに述べたことに留意しつつ、市区町村とは今後とも手を携えて我が国のオストメイトのQOL向上に努めたい。是非更なるご理解とご支援を頂きたい。

この調査を行うに当たり、市区町村の担当の方々には大変ご苦勞をかけたと思う。ご協力を深く感謝したい。また、第1部とともにこの調査に必要な経費を補助して下さった厚生労働省にも、深甚の謝意を表するとともに、この報告書が身障者のための新たな施策策定の議論の中で活かされるよう強く期待する。

全国市区町村長 殿

社団法人 日本オストミー協会
会長 和田 透

オストメイトに対する 日常生活用具給付事業等に関する調査（依頼）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

早速ですが、当法人はこのたび、厚生労働省所管の「平成 22 年度障害者総合福祉推進事業」による補助金の交付を受けて、標記の調査を実施することにいたしました。

当社団法人は、癌などを原因として便や尿の通常の排泄経路が使えなくなり、腹部にストーマと呼ぶ排泄孔を造る手術を受け、そこにストーマ装具を装着して排泄物を処理することとなった患者（オストメイト）の組織です。人間生存の基本的な生理作用である排泄を、健常者と異なる方法で管理しなければならないので、それが問題なく出来ることは私たちの人間としての尊厳にも係わることです。日本オストミー協会は 1969 年に設立され、1989 年に厚生省（当時）の認可を受け法人化されましたが、設立以来、同憂者が助けあいつつ運動を進め、身体障害者手帳の交付、各種福祉サービス、税法上の優遇措置などが受けられるようになり、オストメイトのスムーズな社会復帰と適切なストーマケア等に役立っています。

国と都道府県及び市区町村が経費を分担して実施して下さっている「日常生活用具給付事業」は、ストーマ装具と生涯を共にしなければならない我々にとって、最も重要な事業であり、これが適切かつ円滑に行われることは良好な QOL（生活の質）確保の基本です。

従って、また災害時にこれの供給が保証されることも、我々の生存にとって極めて重要であり、そのための事業も市区町村に進めていただいております。

また当協会では、オストメイトが外出時に排泄物の処理とストーマ周辺の洗浄に困らないよう、特別仕様の「オストメイト用トイレ」の設置ガイドラインを国に定めていただき、公共団体や鉄道・高速道路などの経営体のご理解を得てその設置が進んでおります。トイレの問題では、災害時においてオストメイトのニーズに応えられる仕様のトイレの用意も求められています。

しかしながら、「日常生活用具給付事業」の実施実態には明らかな差異が見られ、災害時に備えたストーマ袋などの装具供給体制の整備はいまだ多くの市区町村が取組んでおられません。この調査は、オストメイトの基本的な QOL 確保と社会生活上の適応に必須のこれら事業について、全ての市区町村を対象に初めて行うものです。この調査結果が、政府及び地方自治体の新たな総合福祉施策策定の論議に役立ち、我々オストメイトの福祉向上につながることを期待しています。

なお、本調査と並行して、患者のニーズなどを把握するため「オストメイトの生活実態基本調査」を無作為抽出した患者を対象に実施中です。これらふたつの調査結果は、統計処理の上、今年度末までに報告書及び協会のウェブサイトで公表いたします。

ご面倒をかけますが、別紙調査票にご回答を記入の上、同封の封筒にて、期限までにご返信くださるようお願いいたします。

返信期限：平成 22 年 12 月 10 日（金）

最後に、今後ともオストメイトの健康と福祉のためさらなるご理解とご協力をお願いするとともに、貴自治体のますますのご発展を祈念いたします。

敬具

オストメイトに対する
日常生活用具給付事業等に関する調査（回答用紙）

回答期限：平成 22 年 12 月 10 日

都道府県名 _____（ _____ 郡）市区町村名 _____

I. 日常生活用具給付事業

（解説）この事業は、平成 18 年 10 月に完全実施された「障害者自立支援法」によって、日常生活用具と規定されたストーマ袋等のストーマ装具の給付を、市区町村の事業として行うこととされました。その後、当協会支部の報告やストーマ装具販売店を通じた調査によると、市区町村により給付基準額、自己負担率及び給付品目等に顕著な違いが見られます。その違いを明らかにし、さらなる改善につなげることが本項の目的です。

問 1. 貴市区町村の給付基準額

畜便袋（月額） _____ 円、 畜尿袋（月額） _____ 円

問 2. 患者自己負担（次の該当するものに○を付けてください）

- ① 自己負担なし
② 自己負担あり
③ 1 割以下 ④ 1 割 ⑤ 1 割以上 ⑥ 納税額区分による

問 3. 1 回当たりの給付月数 _____ か月分

問 4. 洗腸用具の給付（どちらかに○を付けてください） ①あり ②なし

問 5. ストーマ用品（13 品目）の給付（どちらかに○を付けてください） ①あり ②なし

（上記 4 及び 5 に関する注記：平成 18 年の制度改正以前は、洗腸用具はストーマ装具の代替品扱いとされストーマ装具との併給は認められていませんでしたが、同年の給付対象ストーマ装具等の見直しにより、併給を認める決定がなされました。同時に、ストーマ袋と洗腸用具以外の 13 品目のストーマ用品（皮膚保護ペースト・パウダー・ウェハー、固定ベルト、サージカルテープ、カバー、消臭剤、専用ハサミ、剥離剤、皮膚皮膜剤、コンベックスインサート、レッグバッグ、ナイトドレーナージバッグなど）も給付対象になりました。）

問 6. 高齢者入所施設等の入居者への給付（どちらかに○を付けてください）

- ①あり ②なし

（注：この点についても、「在宅」のオストメイトに限らず高齢者入所施設等の入居者も、上記全ての品目の給付対象にするとの国の基準・ガイドラインを誤解し、一部の市区町村において給付除外としているところが見られます。）

問 7. コメント（上記の貴市区町村の施策に関し、今後の改善計画などコメントがあればご記入ください。）

以上の回答担当部署名 _____

回答記入担当者職・氏名 _____

連絡電話番号・E-mail _____

II. 災害時のストーマ装具などの供給体制整備

(解説) 多くのオストメイトが抱えている不安のひとつが、災害時のストーマ装具の確保です。協会では、①「自助」：普段からオストメイト自身の自助努力で備えを怠らないようにすることを強調するとともに、②「共助」：災害時に行政サイドと連携しつつ、本部と被災地支部に装具業者を加えた救援体制のもと、被災した会員と非会員のオストメイトに対して装具等の緊急供給などを行う体制を整備しています。これに加えて③「公助」の面では、国が平成18年に定めた「災害時オストメイト避難支援対策」を都道府県で具体化するよう要望を重ねています。その内容は、1) 避難所にストーマ装具を備蓄する「避難所備蓄/供給方式」と、2) 一次避難所となる公共施設などに個人専用の装具等を個別保管する「避難所個別保管方式」の確立です。この個別保管方式は、日常生活用具給付事業に携わっておられる方なら容易に解るように、オストメイトが使用する装具類は千差万別なので、自分用のものを保管しておけば安心というわけです。

また、避難所にオストメイト用の仮設ポータブルトイレの設置も要望しております。これら「公助」の対策は、市区町村で具体的に対応していただくことの多いものですから、この質問項目を設けました。

問1：貴市区町村では、オストメイトの避難所をどこに想定していますか。(次のいずれかに○を付けてください。)

① 福祉避難所 ② 一般の避難所

② その他(具体的には、_____)

問2：貴市区町村では、一般の避難所や福祉避難所に上記のような対策を講じていますか。

(次のいずれかに○を付けて、()にご記入ください。)

①対応済みである。(具体的には、_____)

②計画中である。(具体的には、_____)

③当面予定はない。(理由は、_____)

質問IIの回答担当部署名 _____

回答記入担当者職・氏名 _____

連絡電話番号・E-mail _____

Ⅲ. オストメイト対応トイレの整備

(解説) オストメイトは外出時のトイレの使用に大変不便を感じています。それは、ストーマが腹部に造られているため、一般のトイレは勿論、障害者用トイレも大変使いづらいからです。幸い、当協会も当初の計画段階から参画した国の「バリアフリー対策」によって、全国の公共施設、公共トイレや高速道路SA、鉄道駅等に下記のようなマークを入口に掲げたオストメイトトイレが着々と整備されています。国は、平成23年度までの特別基金を設けて、地方自治体の公共施設へのこのトイレの整備を財政的に支援しています。



問1. 貴市区町村では、公共施設にオストメイトトイレを設置していますか。(どちらかに○をつけて下さい。) ① はい ② いいえ

問2. 上記質問で「①はい」の場合、どのような施設に設置していますか。設置施設の種類とオストメイトトイレの総数をご記入ください。

1) 設置施設の種類： _____

2) 該当トイレの総数： _____ 箇所

問2-2. 上記のトイレには、次のような設備が備わっていますか。(該当するものに、全て○を付けてください。)

- ① 汚物洗浄台 ② ハンドシャワー ③ 電気温水器 ④ 物置たな ⑤ 鏡
- ⑥ ペーパーホルダー ⑦ 水石鹼と消毒剤 ⑧ フック2か所
- ⑨ 足踏み開閉式ステンレス汚物入れ ⑩ 換気扇 ⑪ 手洗い器 ⑫ 手の乾燥機
- ⑬ ベンチ又は低めのベッド ⑭ 入口のマークと解説

問3. 「②いいえ」の場合、今後公共施設にこのトイレを設ける計画はありますか。

① ある (具体的にどのような施設に： _____)

② ない

質問Ⅲの回答担当部署名 _____

回答記入担当者職・氏名 _____

連絡電話番号・E-mail _____

質問は以上です。ご協力に感謝いたします。なお、本調査に関するお問い合わせは、下記にお願いします。

(社) 日本オストミー協会福祉部

部長 高石道明 電話：0267-45-5431, 090-4170-4910, mktakaishi@nifty.com

または部員 松村光廣 電話：03-3482-4451, hiro-m@muf.biglobe.ne.jp

人工肛門・膀胱造設者の生活と福祉

第1部 第7回オストメイト生活実態基本調査報告書

第2部 オストメイトに対する日常生活用具給付事業
等に関する調査報告書

2011年3月25日 発行

編集・発行 社団法人日本オストミー協会

124-0023 東京都葛飾区東新小岩 1-1-1

トラスト新小岩 901

電話 03-5670-7681 Fax 03-5670-7682

E-mail: ostomy@joa-net.org

URL: <http://www.joa-net.org/>

印刷 株式会社 マルチプレス

105-0014 東京都港区芝 3-12-12

電話 03-3455-5381

● 無断転載・複写・複製を禁ず